

裁判員等経験者の意見交換会議事録

日 時 平成28年10月3日（月）午後2時00分～午後3時40分

場 所 新潟地方裁判所大会議室（1号館4階）

出席者 新潟地方裁判所長 都 築 政 則

司会者 竹 下 雄（新潟地方裁判所刑事部総括判事）

法曹出席者 明 日 利 佳（新潟地方裁判所刑事部判事）

岩 瀬 みどり（新潟地方裁判所刑事部判事補）

小 島 健 太（新潟地方検察庁三席検事）

西 山 弘 之（新潟地方検察庁検事）

平 哲 也（新潟県弁護士会刑事弁護委員）

佐 藤 慎之助（新潟県弁護士会刑事弁護委員）

水 戸 愛 子（新潟県弁護士会刑事弁護委員）

裁判員等経験者 7人

なお、裁判員経験者1番は欠席した。

報道機関出席者（10人）

新潟日報

読売新聞

朝日新聞

毎日新聞

産経新聞

共同通信

時事通信

B S N

U X

N H K

第1 自己紹介，裁判員等を経験しての感想等

都築所長

新潟地方裁判所所長の都築でございます。本日はお忙しい中，本意見交換会にお集まりいただきありがとうございます。裁判員裁判は，平成21年5月にスタートし，8年目に入っています。国民の皆様の御理解と御協力をいただき，既に刑事裁判の姿として定着してきているということが言えるかと思えます。

そして，全体として見るならば，順調に運営されているとは思いますが，個々の事件ごとに細かいことまで検討すると，問題がないわけではありません。例えば，昨年10月から12月にかけて，公判に52日間を要した大きな事件がありました。このような事件を経験することにより，裁判員の皆様の御負担をいかに軽減するかといった問題点が，より切実に浮かび上がってきたように思いました。

また，私ども裁判官，検察官及び弁護士の法曹三者が，裁判員裁判について思っていることと，裁判員の方々が，新たな目で御覧になって抱かれる感想等は異なるものと考えられます。裁判員経験者の方々の指摘を受けて，初めて浮かび上がってくる問題もあるのかと思われます。

そこで，裁判員として貴重な経験をされ，御協力いただきました皆様の率直な意見を聞かせていただき，それを参考として，法曹三者が，裁判員裁判をよりよいものとなるように改善を加えていく，こういう趣旨で，この意見交換会を企画させていただきました。

この意見交換会には，メディアの方にも参加していただいておりますが，これを通じて，裁判員経験者の貴重な経験談を一般の方に伝えていただければ，裁判員裁判に対する理解が深まり，今後，裁判員裁判に参加される方々に，正確なイメージを持っていただけるものと期待しております。裁判員経験者から忌憚のない御意見等が多数出され，この意見交換会が実り多いものとなりますよう祈念をいたしまして，私の挨拶とさせていただきます。

司会者（竹下判事）

それでは、早速意見交換会の方を進めていきたいと思えます。まず、意見交換会の進め方ですけれども、法曹三者の方から自己紹介を簡単にした後で、裁判員の皆様、担当された事件などをこちらで少し紹介しながら、それぞれの方々にひと言ずつ感想などを話していただこうと思っております。その後、検察官、弁護人の訴訟活動について、証拠調べとその理解のしやすさについて、また評議やその話しやすさについてというように3つのパートに区切って、それぞれに意見交換を行い、その後、マスコミの方からの質問を受け付けるという流れにしたいと思っております。

それでは、まず自己紹介を早速始めさせていただきます。今日司会を担当します、新潟地裁刑事部の部総括判事の竹下雄と申します。よろしく申し上げます。今回参加していただいた7名の裁判員の方が担当された事件の裁判員裁判で、いずれも裁判長として参加をさせていただきました。近い事件もありますし、1年前ぐらいの事件もありますけれども、今日皆さんの顔を拝見して、またいろいろな御意見を伺えるということで、非常に楽しみにしております。今日はよろしく申し上げます。

明日判事

裁判官の明日と申します。私は2番の方から6番の方が担当していた、3件の事件を担当させていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

岩瀬判事補

裁判官の岩瀬と申します。私は、今回参加された皆さんの事件、いずれについても担当させていただきました。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会者

それでは、検察官から申し上げます。

小島検事

新潟地検検事の小島と申します。私は、まだ着任して間がないこともあって、

この意見交換会で取り上げる事件については、直接関与した事件はございませんけれども、今後の参考とさせていただくために、是非貴重な御意見を聞かせてもらいたいと思っております。よろしくお願いいたします。

西山検事

新潟地検検事の西山と申します。私は、3番から5番の方々までが裁判員として参加された危険運転致死傷事件の公判を担当させていただきました。本日はよろしくお願いいたします。

平弁護士

弁護士の平と申します。7番の方と8番の方が裁判員として参加された殺人事件を担当しました。この事件では、控訴するかどうか迷いましたが、最終的に控訴をしないで刑が確定しました。よろしくお願いいたします。

佐藤弁護士

弁護士の佐藤と申します。私も7番さん、8番さんが参加された殺人事件を、平弁護士と一緒に担当しておりました。この事件が初めて担当する裁判員裁判だったので、今日は本当にいろいろな御意見を聞けるのを楽しみにして参りました。よろしくお願いいたします。

水戸弁護士

長岡の弁護士の水戸と申します。3番から5番の裁判員の方が参加された被告人の弁護人をさせていただきました。私も初めて担当した裁判員裁判でして、今後のためになるかと思ひ、本日参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

司会者

ありがとうございました。それでは、裁判員の方からそれぞれ自己紹介をしていただきます。まず、2番の方ですけれども、2番の方が担当された事件は、精神状態が不安定であった被告人が母親の役割を果たせていないといった自責の念から自殺を考えて、早朝、就寝中の長男の首をベルトで絞めて無理心中を図った

ものの、父親に制止されたため殺害には至らず、10日間のけがを負わせるにとどまったという殺人未遂の事案でした。今回の事件は、事実関係には争いがなかったものの責任能力が争われ、それが1つの大きな争点ということになっていました。2番の方から、裁判員として務めた感想などをお願いできますか。

裁判員経験者2番（以下、裁判員経験者を単に「2番」などと表記する。）

この制度が始まって約8年ということですが、まさかこんなに早く裁判員を務めることができるとは思っていませんでした。また、タイミングがちょうど良かったので参加しましたが、参加させていただいて良かったなと思っております。

今、竹下判事が言われたとおり、担当した事件については、責任能力の点がどうしても裁判員に判断しづらいというところが非常に重かったかなと感じています。他の点は、難しいところも当然ありましたが、分かりやすく進行していただけたのかなと思っております。終わった後の感想については、裁判員をするということあまり言ってなかったの、あまり聞かれることはなかったのですが、会社には言わなければならないことから、事前に会社の上司などに話をしていたところ、裁判員が終わって戻ってから感想などを聞かれました。担当した事件について、個人的にはすごい事件だと思っておりますが、殺人事件とか、暴力団が絡んでいる事件とかではなかったの、プライベートは特に変わらず普通に生活をしていました。たまに裁判員の話が出たときに、聞かれたことに答える程度で、裁判員をやった良かったから、皆さんも経験した方がいいよというところまでは言ったりしていません。

司会者

ありがとうございます。それでは次に、3番から5番の方ですけれども、この3名の方が担当された事件は、運転開始前に飲んだお酒の影響によって、正常な運転が困難な状態で車を走行させて導流帯に進入し、看板等に衝突するなどして、作業員1名を死亡させ、2名にけがを負わせた、危険運転致死傷の事案です。事故の状況などには概ね争いはなかったのですが、正常な運転が困難な状態であっ

たか、被告人に困難な状態であったかの認識があったかという点が争点となった難しい事件でありました。

それでは3番の方、お願いします。

3番

今回の裁判員という経験ですけども、個人的には非常に良かったなとは思っています。この事案に対して、いろいろな方からの意見なども聞きまして、ああ、こういう考え方もあるのかというように、私が思ったり考えたりした以上に別な観点からの意見がありまして、その点でも非常に良かったなと思いました。あと、裁判員をやった後の生活に関しては、特別変わったということはありません。

司会者

ありがとうございます。それでは、続いて4番の方お願いします。

4番

裁判員制度が始まって8年というお話がありましたが、実際に自分のところに書類が届くまでは、どこか他人事でした。最初に書類が来て、「ああ、そうか、ちゃんと裁判員制度は行われているんだな。」というように思いましたし、今回裁判員として関わるようになった事件が交通事故、つまり車を運転した上で起こった事件ということで、私も毎日車を運転している中で事故の現場を通ることもあるので、本当に身近な事件というか、自分に置き換えて、「ああ、気をつけなきゃいけないな。」ということも認識をさせていただきました。

実際、裁判員をやりまして、裁判員の意見が本当に裁判に反映していくという、そういうところがちゃんと分かり、参加して非常に良かったと思います。職場でも、裁判員をやりますということを話して休みをもらいましたので、感想を聞かれました。若い方々は、自分からやりたいという方もいらっしゃいましたし、やはり躊躇する方もいらっしゃいましたが、私は、今後そのような書類が来たら、よほどの事情がない限り参加したらいいよという話はさせていただいてます。

裁判員が終わりまして変わったことは、やはり裁判に対する意識が以前と違う

点だと思います。例えば、ニュースでこういう刑が決まりましたと言われますと、裁判員制度であれば、どのような評議をされていたんだろうとか、分からないながらもその過程をちょっと考えたり、意識したりということが最近あります。それで、そういったニュースにも以前よりは関心を持ってテレビを見たり、新聞を見たりということが多くなりました。

司会者

ありがとうございました。それでは、5番の方をお願いします。

5番

裁判員になってから、あれやこれやという間に、いつの間にか法廷に立っていたという感じでした。いろいろな方の意見も出て、評議とかはとても意義のあるものだったと思いました。ただ、人が人を裁くとか、量刑を決めなくては行けないということは、とても難しいなと思いました。今まで、いろいろな裁判のニュースとかを見ても、自分たちで好き勝手に「ああいう刑だ、こういう刑だ。」と言っていましたけれども、こういう経験をしてちょっと意見も変わって、いろいろな立場の考え方も理解できるようになった気がします。あと、現実に起こった事件に触れてみて、普通の人生ってありがたいなと心から思いました。

司会者

ありがとうございます。次に、6番の方が担当された事件ですが、これは昨年行われた事件で、夜間女性に刃物を突き付けて車で連れ去ってわいせつ略取、監禁、強姦した事件2件、わいせつ略取未遂事件1件、わいせつ略取、強姦致死事件1件、逃走未遂事件の合計5件になり、非常に長い期間審理を行った事件でした。強姦致死事件の犯人が被告人であること、また、強姦致死そのものが成立するかどうかということが主な争点で、先ほど所長の方からも話がありましたけれども、公判は18回、評議は9日間ずっと行ったという事件でした。では6番の方どうぞ。

6番

去年ですかね、本当に長い期間裁判員としてお世話になりました。今、振り返ってみて、とても長い裁判であったとも、長かったようで短い裁判であったとも感じております。まず、自分が選ばれたときですね、会社に報告するわけですが、「当たっちゃったよ。」という感じですよ。そこから会社でも休暇などの制度がありまして、簡単に、「じゃあ行ってこい。」と言われた感じだったのですが、いざ始まってみると、右も左も分からない状態が日々続いたという経験だったと感じています。その中で、自分がいかにモチベーションを保つかというところを少しずつ考えながらも、長い期間いろいろな裁判員の方と仲良くという言い方は変かかもしれませんが、仲良くさせていただき、裁判官の方々にも随分お世話になったと思っております。

裁判自体は、被告人の曖昧な供述やDNAの問題があった等、いろいろな困難等がありましたけれども、この判決に関しては、1年たってますけれど、まあ胸を張って言えるような判決ではないかなと思っております。

司会者

ありがとうございます。次に、7番の方と8番の方が担当された事件ですが、これは、認知症の実母を施設に入れようとしたものの、これを拒否されたことから、介護の負担や将来の生活について不安を抱いた被告人が実母と心中しようと考えて、残り湯のある浴槽に沈めて実母を殺害し、自ら自殺を図ったものの助かったという殺人の事案ということになります。この事件、犯行の態様には争いがなかったのですが、動機の点について、検察官と弁護人の主張に食い違いがありました。最近の事件ですが、7番の方お願いします。

7番

結論から言いますと、裁判員を経験させていただいて良かったなというように思っています。理由は、こんな素人が数人集まって何ができるのかなと思っていたのですが、実際に審理が進んでいく中で、こんなにも裁判員一人一人の意見を聞いてくださって、同じ1票をいただけて、それが判決に反映されていったので、

とても充実感とやりがいがありました。周囲の人にもこのことを伝えて、「通知がきたらせっかくの機会なので、出たらいいと思う。」というように勧めていきたいと思えます。

ただ、長期間休みを取らなければいけなかったのも、職場の方にこれを伝えたりしました。友達にも、裁判員をしたということなどは伝えていいということでしたので伝えましたが、まだまだ裁判員制度の認知度というのは低いなと感じました。裁判員になったというような話をして、「求刑はこうだったんだけど、判決はこうだった。」とか、新聞にも出た内容だったのですが、そういう話をしたときに、「そういうことをあまりしゃべらない方がいいよ。」と何人もの人に言われました。ワイドショー的な話で言うてはいけないことを言っているのではないかなというような感じで受け止められ、「私は聞かないことにするからね。」というような雰囲気は何となくあって、その点がまだ理解を得られていない部分かなと思えました。

最初に引き受けて自己紹介をしたときにも話をしたのですが、私自身、気楽なことのない人生というか、家族で事故に遭ったり、病気にあたりとか、そういう普通起きないようなことが起こったりしていたので、ついに、普通の人当たらない裁判員にも当たってしまったと感じ、「やっぱり私はそうなのかな。」とちょっとがっかりしたような気持ちで最初はスタートしたのですが、終えてみて、自分なりに頑張ってきて、裁判員に当たったのは自分への御褒美だなと思うくらい良かったです。宝くじに当たるよりいい経験ができたというように自分では思っています。先ほどの5番さんもお話ししていたのですが、この経験をすごく大事にして、こうやって普通の生活をできることに感謝をして、自分もまじめに生きていきたいなというように思いました。

司会者

ありがとうございます。それでは、8番の方お願いします。

8番

他の皆さんの会社の方は、簡単に受け入れ、参加することを認めてくれて、羨ましいなと今聞いてたんですが、実は、私は、会社に言ったら、「辞退しろ。」と最初に言われ、せつかくのあまりない経験なのだからと言って、強引に会社を休んだのです。休んだ結果、やっぱりやってみて良かったなと思いました。どういふうに人が犯罪行為を犯し、それをどう裁いていくか仕組みがよく分かりまして、いい経験だったと思います。あとは、出した結果について、被告人がどう受け止めてくれたのか気になりました。

第2 検察官・弁護人の訴訟活動について

司会者

ありがとうございます。では、皆さんに自己紹介をしていただきましたので、本題の方に入っていこうと思います。

先ほど説明をしました最初のトピックとしては、検察官、弁護人の訴訟活動について話を進めていきます。実際に冒頭陳述や最終弁論で、検察官、弁護人が主張したい内容が皆さんにきちんと伝わったか、それをどういふうに理解できたのかというところについて、伺いたいと思います。

2番の方からお願いしたいのですが、まず、責任能力についての判断等が冒頭陳述で示されましたけれども、そういったところは分かったかとか、あるいは最終弁論などについても、かなり詳細に出てきたと思いますので、その辺り冒頭陳述や弁論の理解の仕方などの話をしていただけたらと思います。お願いします。

2番

冒頭陳述で、事案の内容を見ていた中で、いろいろ疑問に思うところは幾つかあったのですけれども、非常に分かりやすく書いてあったと思うのですが、じゃあその責任能力というところについては、「よく分からない、さっぱり分からない。」というところが最初の感想ですから、本当にさっぱり分からなくて、一緒の裁判員の方も同じように言ってらっしゃいました。

最終的に責任能力については、「紙一重のところがあって、これ以上になったらこうだし、これ以下だったらこうだね。」みたいな話だったのですけれども、そこはある程度理解した上でお話しできたのではないかなというように思っております。

全体的に見ると、すごく分かりやすくまとめて書いてあって、会社で作っている資料より非常にいい形なのではないかなというふうには思っていました。

司会者

今お話のあった責任能力のところは、最終的に証拠調べの内容なので、鑑定人が出てきたり等もありましたから、その辺も踏まえて最終的には判断をすることだと思えますけれど、まず冒頭陳述の中で、どれをこう、どういうことを考えたらいいのかなっていうポイントが分かったかというところについては、最初に分かったということで良いですか。その辺も分かりにくかったですか。

2番

その辺は資料で十分分かったのではないかと思います。

司会者

やはりポイントではなく、責任能力の中身が難しいということですか。

2番

中身が難しいのに、最初から責任能力について言われたので、どこを見たら良いのかがよく分からなかったです。

司会者

それでは、また後ほど証拠調べのところでも伺いたいと思います。

3番の方も冒頭陳述や最終弁論の内容、また、検察官とか弁護人の話し方とか、そういったところも含めた訴訟活動について、どのような感想をお持ちになりましたか。

3番

私の場合は、前もって裁判官の方からプリント的なものをいただいたり、こう

いうものを聞くというようにある程度お話はあったりしたこともありまして、内容に関しては非常に分かりやすかったです。特に、検察官側が出された資料関係に関しては、私個人的には非常に整理されていて分かりやすかったです。ただ、逆に検察側の話が分かりやすかった分、申し訳ないですけども、弁護側からの話が非常に分かりにくいように感じたのがそのときの感想です。

あと、これも個人的な意見なのですが、弁護人の方からいろいろと被告人に質問するときに、非常に気になったのが、語尾に要らない言葉を付けているような感じがあったので、聞きにくいように感じました。用件だけをまとめて言ってもらった方が分かりやすいのではないかと思いました。

司会者

なかなか言いづらいところもあったかと思うのですが、その辺も気を使って弁護人としてやってほしいというところが、裁判員として感じたことですか。

3番

はい。

司会者

では、4番の方はいかがでしょうか。

4番

私も、今3番の方がおっしゃったこととほぼ同じですが、検察官の方々の出された冒頭陳述というのですか、非常にそれが分かりやすくて、しっかりと参考にさせていただきました。反面、弁護人側の主張については、ちょっと伝わりにくい、分かりにくいと感じました。

司会者

それでは、5番の方も同じような質問ですけども、冒頭陳述とか弁論とか論告については、実際に何回も話合い、評議をする中で、御覧になったり、それを基に証拠調べに臨んだりということがあったかと思えますけれど、そういった意味で役に立ったかというところはいかがですか。

5 番

そうですね、初めて裁判員になってその緊張感もあるので、初めは説明も少し分かりにくかったということもありましたが、審理が進むにつれて、検察官とか弁護人の方が作っていただいた資料や画面を見たりして説明を受けたので分かりやすいと感じるようになったと思います。

司会者

ありがとうございます。

それでは次、6 番の方ですけれども、事件が長かったこともあって、冒頭陳述を何回にも分けて行ったり、途中途中で裁判官と話をしながらというふうに進めていきましたが、複数回に分けられた冒頭陳述というのが最終的には分かりやすさにつながったのか、それとも分かりにくいところもあったのか、その辺りはいかがですか。

6 番

正直に言わせてもらおうと、あまり頭が良い方ではないので、回数が何回かあったり、いろいろな人が入れ替わり立ち替わり出てきた中で、いろいろなことをきちんとまとめて理解するのが大変だったとっております。その中で、被告人の防犯カメラの写真の枚数が多すぎたなという印象が特に大きくて、そこまで要るものかどうかという印象は強くありましたし、陳述メモ的なものがあったおかげで、自分の頭でもまとめられたのかとも思っております。あと、弁護士さんには少し失礼ですけども、少し突っ込みどころが多かったような気がします。自分が聞くには、もう少しまとめて話された方が良かったかなと思っております。

司会者

6 番の方の担当された事件の複数回の冒頭陳述というのは、例えばDNAに関して1回とか、そういうような分かれ方をしてましたよね。

6 番

そうです。

司会者

そこは、区切り区切りがある程度あった方が分かりやすい、まとめやすいというところはあったのでしょうか。

6 番

正直、1年前のことなので、一生懸命思い出しているところですけども、一つ一つ区切ってあったんですが、人数が多かったり、時間も押していたりする部分もあったので、もう少し長めの時間、みんなと討論する時間があれば、またいろいろな論点から見られたのかなと、思っていたときがありました。

司会者

もう少しまとめごとに話をしていったら、理解も深まったということですか。

6 番

理解も深まったと思います。

司会者

分かりました。ありがとうございます。

それでは、7 番の方ですけども、いかがですか。

7 番

裁判員として選任された日の次の日から公判ということで、少し驚いたのですが、先に裁判官から流れを丁寧に説明していただいたからのスタートだったので、イメージを持って臨むことができました。それから、検察官、弁護人双方が事前に準備してくださった証人に質問する項目とか流れとかを書いた資料を見ながら進めていったので、私としては何をしているのかというのが非常によく分かりました。

それから、検察官と弁護人を比べてみると、検察官の資料では、説明、追及がとても力強くて、客観的な証拠とかそういうのを並べてきて、私としてはとても納得がいくものでした。それに比べて、弁護人は、悩んで思い詰めたというような感じで、心情に訴えるような感じではあったのですが、ちょっと根拠が

弱くて、圧倒的に検察の方の力が強いというか、そういう感じがしました。

判決についても、検察の方では過去の事例とかを見て8年よりも重いという求刑をしたのに対して、弁護人の方は、執行猶予もしくは3年以内の実刑というような弁論でした。判決を下すときは公正にということですが、素人から見ても何でそんなに差があるのかな、少し納得がいかないと疑問に思ったところもありました。

司会者

ありがとうございます。

では、8番の方にも伺いましょう。8番の方も同じ事件を担当したので、恐らく同じようなところの感想になると思いますけれども、検察官の指摘されたポイントとか、弁護人から指摘されたポイントについての理解と、それを証拠調べなどで、うまく自分の中で消化できたかというところをお聞きしたいと思いますが、実際に何をすればいいのかっていうところは理解できましたか。

8番

はい、理解できました。もっとも、両方の話を聞いてると、両方正しいのかなというようにも思えて、頭の中がごっちゃになってしまったのも事実ですが、評議の中でいろいろ論議して、だんだん整っていったというか、きちんと理解できたかなと思っています。

ただ、この場で少し言いづらいのですが、弁護士が途中で何を話したのか分からなくなったことがあったので、そういう話し方もはっきりしてもらいたいのかなと。それに比べ、検察官の方は、淡々と分かりやすく言っていただいたので、そこが違っていったのかなという感じでした。

司会者

ありがとうございます。今、検察官、弁護人の訴訟活動について、皆様の感想、意見などを伺っていきました。次に、検察官や弁護士から、何か聞いておきたい点、確認をしたい点等があれば質問していただきたいのですが、何か検察官の方

で論告弁論とか、冒頭陳述とか、話し方の点とか、そういった点でいかがですか。

西山検事

私が担当したのが危険運転致死傷事件だけなので、その事件の冒頭陳述に関して2点お聞きします。

1点目が、話す早さについて早すぎなかったかという点と、2点目が危険運転致死傷の要件がアルコールの影響により正常な運転が困難だとか、その認識だとか、かなり難しいところがあったのですけれども、冒頭陳述でその点に関して要らぬ混乱を招かなかったかという点です。これらについてお聞きしたいと思えます。

司会者

それでは、担当された3番、4番、5番の方に伺っていきましょうか。3番の方いかがですか。

3番

話すスピードに関しては、非常に聞き取りやすかったので、良かったと思えます。ただ、冒頭陳述については、一番最初に聞いたときには、正直なかなか理解しがたい、白か黒かという話ではなかったもので、非常に最初は分かりにくかったです。ただ、随時進めていく中で、徐々にその内容は、理解できたかなというように考えております。

司会者

4番の方いかがですか。

4番

私も、話すスピードとか大きさは非常に分かりやすかったです。危険運転致死傷というのは、いろいろなニュースでも聞いたことがあり、それに関わるということで、最初に自分でインターネットとかで調べたこともありますが、実際に自分が冒頭陳述の段階できちんと理解できていたかという点、きちんとは理解できていなかったかなと思えます。

司会者

ありがとうございます。

5 番の方はいかがですか。冒頭陳述で、検察官の方から内容が難しかったけれども、犯罪の内容とか、ポイントなどを理解できましたかという質問がありました。

5 番

そうですね、最初ですので、やっぱり少し分からないというのはありましたけれど、資料とか見せてもらって、説明を聞いて、だんだん理解できるようになりました。

司会者

それでは、弁護士さんの方から何か質問があれば。

佐藤弁護士

1 点皆様にお聞きします。弁護士側としては非常に厳しい御意見をいただき、説明が分かりにくかったと御指摘いただいたんですけども、例えば、もう少しこうしたら分かりやすくなるとか、話し方でもいいですし、主張の示し方でもいいですし、そういったところで気になったことがありましたら、教えていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

司会者

そうしたら8 番の方に聞いてみましようかね。こうしたら良いとかいうのありますか。

8 番

滑舌をもう少しよくした方が良いのではないかとということと、法壇の上で聞いていて、分かりづらいとか、具体的ではないとか、全体的に情に訴えていたとか、そのような気がして余り納得できなかったというように感じました。

司会者

話し方だけでなく内容的な面もあるということですね。

8番

話し方についても、途中で何を言っているのか良く聞こえないみたいな、私も滑舌が悪いのですけれども、同じくらい悪くて何が主張したいのかが分からず、あくまでレジュメがあったおかげで少し分かったかなということもありました。あとは7番さんも言っていましたけれども、情に訴えていたような感じが少し弱いかなという感じがしました。

司会者

ありがとうございます。

それでは7番の方、こういうところを改善したらいいのではないかというところがもしあれば。

7番

そのときの資料を改めて見たのですけれども、やっぱり感情的になったということは分かるのですが、「つらかったんです。」とか、「思い詰めていたんです。」ということばかりを言ってるんですけれども、現実的には介護もしていないし、アメリカから帰国して数日でお母さんを殺害しているとか、私たちとしては、何で殺さなきゃいけなかったのかがさっぱり分からなくて、いくら思い詰められているとか、そういう心情面を一生懸命訴えても、そんなに大変だったのだなと共感するような気持ちにはならなかったように感じます。

司会者

そうすると、心情に訴えられる部分だけではなくて、きちんと証拠で裏付けがあるとか、何かそういうものがないと判断はやっぱりしづらいと、できないということになりますか。

7番

はい。何をしていたのかというのを見ると、時間的にもそんなに長い間、思い詰めていての犯行とかなら分かるのですけれども、余りにも短い期間で特にしていることもないのに悩んだなんていうことが、すっと入ってこなかったです。

第3 証拠調べとその理解のしやすさについて

司会者

分かりました。

それでは時間の点もありますので、次のトピックに移ろうと思います。証拠調べと理解のしやすさというところですけども、まず2番の方から伺っていきましょう。先ほど言った鑑定人の尋問であるとか、専門的な用語がかなり出てきたと思います。その辺り証人尋問を聞いていて、分かりにくい点があったか、なかったか。また、証人も2名警察官が出てきましたけど、その辺り証人尋問、また証拠の書類など、どのようにお感じになりましたか。

2番

時間がたっているので思い出していたのですがけれど、なかなか難しく、証拠調べのところで、警察官やお医者さんとかもいて、話していることを全部まとめていかなければいけないというか、言っていることが違うということはないんですけども、多少は食い違うというところも正直あったような記憶があって、最終的には裁判官が、整理してくれて導いていただけたので分かりました。

司会者

鑑定人尋問の中で、いろいろスライドを示して尋問をしたりすることがありましたよね。あの点は、スライドがあった方が分かりやすいとか、分かりにくいとか、説明も納得できたとか、感想はありますか。

2番

基本的にスライドとかを積極的に使っていただけないと、やっぱり理解するのは難しいかと思います。

司会者

あともう1点、被告人の取調べ段階のDVDが再生されて、取調べの状況も映ったと思いますけれども、DVDを御覧になった方が分かりやすいのか、それとも何か2つ出てきて混乱させてしまうとか、何かありますか。

2番

DVDの様子を見ますと、事件が起こった直後なので、精神状態について非常に参考にはなったのではないかというように思います。

司会者

ありがとうございます。

それでは、3番から5番の方は、同じ事件を担当されましたが、証拠調べに関して、アルコールの専門家の証人などが出てきて、その影響を証言されていましたが、3番の方、証拠調べに関してはいかがですか。

3番

非常に分かりやすかったですね。特に大学教授が言っていた内容に関して、アルコールと時間との関係から、こういう現象が起きるよという説明内容におきまして、被告人の状況がそれと合致していたというのが非常によく分かったので、大事なことなんだろうなと思い、非常に理解することができました。

司会者

何かその他に証拠調べで記憶に残っていることはありますか。

3番

確かドライブレコーダーの証拠も画面として出てきましたけど、それに関しても、目で見てみて、ああ間違いはないなという、そういう酔った行動というか、自覚しているなというのが実際に分かるので、非常に良かったなと思いました。ただ、その反面、同じ飲酒運転の検知の件で、確か弁護士から資料が提出されたと思うのですが、これは間違えてたら申し訳ありませんが、インターネットか何かから引っ張り出せるような資料を出してこられたのは、正直言ってがっかりしました。

司会者

4番の方はいかがですか。

4番

私も印象に残った証拠として、ドライブレコーダーの映像が非常に大事だなと感じ、とても分かりやすかったです。あと、アルコールの専門の教授の方のお話も非常に分かりやすかったです。

もう一つ印象に残ったのが、写真か映像で、被害者の方の衣服の繊維が、ぶつかった被告人の車に残っていたということがありまして、その説明をしていただいて、すごくぶつかったんだということで、少しショックを受けたのと同時に、記憶によく残ってます。

あと被告人質問ですかね、弁護人が被告人質問をしているときに、被告人の方が終始一貫して無表情だったということがあって、被告人が今質問されたことに、どういう気持ちで答えてるのかということがあまり見えなかったところもあり、この1回の裁判しか分かりませんが、とても被告人の気持ち、例えば反省であるとか、どういうふうになんて思っているのかというふうになんてなっているのだろうかというところは、伝わってなかったなというように感じました。

司会者

ありがとうございました。

では、5番の方いかがですか、今専門家の証人のドライブレコーダーの関係と、被告人質問が幾つか出てきましたけれども。

5番

同じようなことですけど、ドライブレコーダーを見て、こういう運転をしていたんだなというのはよく分かりましたし、やはりそういうのもとても参考になってよかったと思いました。

司会者

内容を何回も評議のときも見直したりして、再生しましたよね。

5番

そうですね、はい。

司会者

ありがとうございました。

6番の方は、証拠調べと言っても、いろいろ幅がありすぎて分かりにくいですが、やはり人が多くて混乱しましたかね。

6番

それもありました。何か、少し個人的なことですがけれども、御遺体がありますよね、野原に捨てられた御遺体ですか、それを見たときは正直無残な姿だなという印象は強くありました。こういう写真を証拠で見なければいけなかったのですが、正直、女性にはかなりきついものかと思われ、慣れてる方という言い方も変ですが、慣れてない方に関しては、やはり衝撃が大きいかなというところはありました。

あと証拠で調べて、いろいろ警察のずさんさなどが少しずつ出てきたというふうに記憶があるのですが、その辺ですかね。そういうことが審理する私たちにとって、少し混乱する部分でもあるのかなと。もしそれがなかったら、もっと事がすんなり進んだのではないかなという印象はありました。

司会者

今、遺体写真の関係が出てきましたけど、6番さん自体は、必要な証拠だと思いますか。それとも必要ない証拠だと思いますか。

6番

要る要らないと言ったなら、要ると思っております。遺体は何も語らないかもしれないけれども、そのものに対して何か語ることがあるのかなと思って、見ていたという記憶はあります。

司会者

7番と8番の方ですね、証拠調べに関してはいかがですか。こちらにも遺体の写真が少しありましたが。

7番

印象に残っている証拠ということでは、やはり私も遺体の写真です。もう何か

月か経過しましたが、裁判員裁判をして良かったという気持ちは、今ももちろんある、ずっとそれは良かったと思うのですが、遺体のシーンだけは、ずっと今も頭から離れなくてちょっとショックでした。裁判長からは、包丁で切って血が出ているとかということではなくて、今回は溺死なので、それに比べると大丈夫だと思いますよということでした。それで、あまり苦手であれば目をつぶろうかなとも思ったのですが、やはりその様子を見ないと、判決を考えると、ちゃんと判決できないというふうに思って、見ました。必要な写真だとは思いました。86歳でしたけれども、認知症を患っていると言っていました、きれいに化粧をして、身なりも整って、眠っているような感じで亡くなっていたということと、あと加害者の人がその後、首とか手首に、自殺しようとして何本も包丁で傷つけたのも見ました。それを見る限りでは、やはりためらい傷のような薄さではなくて、本当に何十本とか30本とか、それくらい多くて、一応本気でそのときは思い詰めて、一緒に死のうという気ではいたんだなということの判断材料にはなりました。

けれど、私は結構強いとは思っていたのですけども、結構引きずっているの、少しそういうのは大変という人は、PTSDみたいなそういう状態になる人もいるんじゃないかなと思います。ただ、そういうふうになったときに、相談できる機関等ありますよということも紹介していただきましたので、安心感がありました。

あともう一つ、取調べのDVDで感じたのは、事件直後に取り調べている様子だったのですが、私のイメージだと、娘が実の親を殺害をしたのだから、どれだけの状態にいるのかなっていうふうに思ったのですけれども、意外と落ち着いて、表情もすっきりした感じで、何かお母さんが亡くなったことで悩みが消えて、そういう状態なのかなというようにDVDを見て感じました。それがいろいろなところにも重なってきて、反省しているとは言うのですけれども、本当にどの程度なのかというのを判断するとき、そのDVDは参考になりました。

司会者

では、8番の方お願いします。

8番

7番の方と重なることが多いのですが、やはりDVDを見て、淡々と話しているし、動揺もしてないと思って、これは本当のこと話しているんじゃないかなと、そういう感じを受けました。あと介護認定の証人の方の話が、聞いていて少しよく分からなかったかなと。ただ1回だけその人と会って、ここまで判断できるのかなと、そこが少し疑問ではありました。そのくらいです。

司会者

ありがとうございます。

それでは、今話ありましたけれど、検察官の方から何か質問はありますか。

小島検事

私の方から少し質問させていただきます。事前に手元に頂いている資料を見ると、3、4、5番さんが担当された危険運転の事件は、いわゆる検察官の書類の関係の取調べが、90分ほどかかったと。あと、7番さん、8番さんの担当された殺人の事件については、同じく検察官の書証の取調べが98分かかったとなっております。中身は細かく見てないんですが、この審理日程と事件の内容からすると、若干長いのかなってというような印象も受けました。実際に聞かれています、その辺どういうふうにお感じになったかとか、あと、明らかにただ余計な情報がいろいろ入っていたとか、こういうところは要らないんじゃないかとか、もしくは逆に足りなかったとか、何かそう思うところがありましたらお聞き願いたいと思います。

司会者

まず、5番から聞いてみまじょうか。何か、この証拠は要らなかったのではないかとかいうのはありますか。記憶しているもので。

5番

アルコールの量についての証拠とかもためになったし、やっぱりドライブレコーダーを見てもそう思ったし、別に長いとかいうことはなかったとは思いますが。

司会者

被害者の2人分の調書が朗読されて、その時間は結構長かったような、多分その時間が長いと思うのですけれども、そんな調書はいらなかったのではないかと
か思われたことはありますか。

5番

その人たちの調書だから、別に要らなくはないと思いましたが。

司会者

聞いてて、要らないところもあったと。

5番

はい、そうですね。

司会者

4番の方いかがですか。

4番

むしろ、私は長いとは全然思わなかったですし、しっかり長い時間かけたとい
っても2時間だから、これで人を1人裁いてくのだという気持ちの方が、少し強
かったです。

司会者

被告人が認識などを争っていたりもしたので、証拠はなるべく多い方がいいと
いうようなことも言えるのかもしれないということですか。

4番

はい、そうです。

司会者

特に聞いていて、もう耐えられないとかいうことはなかったのですか。

4番

それはないです。

司会者

3 番の方はいかがでしたか。

3 番

私も一緒です。長いとは感じませんでした。先ほどもお話ししましたが、非常に分かりやすかったので、私は時間的にも全然長いとかっていう認識はなかったですし、我々素人だと思うのですけども、内容も非常に分かりやすく説明してくれたのではないかと思います。

司会者

7 番、8 番の方、証拠で何か多いと感じられた点とかはありますか。

7 番

特に時間になると長いというように思うぐらいなのかも知れませんが、実際に聞いていると、いろいろな映像があったりして、必要なことだったと思います。あと風呂に沈めるときの、どうやって沈めたかというのも似たような写真が出て、それを見て、風呂に沈めるときのイメージがとてもよく分かりましたので、必要だと思います。必要がないということはなかったです。ただ、認定員の証言が、市役所の制度から始まって、結構それがとても長かったかなと。もう少しこの事件に関するところに焦点を当てて説明することでもよかったかなと思いました。

司会者

介護の一般論について話をされるところが長かったのではないかということですね。8 番の方いかがですか。今、再現写真の話が出てきましたけれど、特にあの事件では、再現の写真以外にも部屋の写真をかなりたくさん撮っていて、あの写真が多かったのではないかというところもあるのですけれど、そこはそうは感じませんでしたか。

8 番

逆にその写真を基に片付けができなかったとか、片付けするのが苦痛だったと

というのが本当かなというように感じるくらいきれいだったなと思いました。長いのではないかと質問されたのですけれど、他はもっと短いのかなと逆に聞いてみたいのですが。

司会者

他の事件はもう少し短い，1時間ぐらいのことが多いので，今検事の方が話をされた90分とか100分近くというのは，やや長い方なのかなと思います。

8番

でも，長いとは感じませんでした。

司会者

中身による，そういうことですね。

8番

はい。

司会者

弁護士から質問はありますか。

水戸弁護士

先ほど，弁護人が出した証拠に対して感想があったのですけれども，何か弁護人からこういう資料があったら良かったのになというような証拠があったら，教えていただきたいということと，あと今回，私の担当した事件は，自動車事故だったので，自動車の保険に関する資料を出したのですが，それを出したことによる印象とか，あるいは出してほしくなかったとか，そういうことがあれば教えてほしいなと思います。

司会者

では，3番の方に伺いましょうか。何かこういう証拠があった方が良かったのではないかとか，保険の関係の証拠でも構いませんので，どういうものがあれば。

3番

保険の件に関してですけど，確かこれだけの保険に入っているから，被告人は

十分なんだとかという話は確かあった気がするも、それについては、私はおかしいなと思いました。基本的に対人にしても、確か被告人は、解体業か何か仕事をされていて、多分自分の車で通勤されていると思うのですが、恐らく、これは私の推測だから裏付けがあるわけではないのですけれど、大体そういう職人さんの方々というのは、車を通勤で使うときは、会社の方からこういう保険に入りなさいよという話が出ているはずですよ。ですから、これだけの保険に入っていたから、十分補償が何とかというのは、そういう保険に入ってるからどうこうっていう話だとはならないと私は思ってたんで、大したことはなくても、私は、個人的には意味がなかったかなと思っております。

あと、こういう資料があった方がいいということは、私自身ははっきり分かりません。ただ、先ほども言いましたけれども、飲酒運転の正常な運転ができないということに対しての資料の出し方は、非常に検察側に比べれば、少しくさんかなという気はしましたね。

司会者

4番の方はいかがですか。

4番

保険に関しては、今の意見とほぼ同じなので、それについては回答しませんが、こういう証拠があったらよかったというのは、証明できるのかどうか非常に難しいと思うのですが、被告人の方が自宅を出てから、外食しようと思って運転するまでの間は、正常に運転をしていたという話があったのですけれど、それが目的に基づいているとか、例えば、具体的なものが出てくれば、またそれは判断の要素となると思うのですが、朝起きて、いつもどおり起床後に服を着替えて、家を出るときには鍵を掛けたから、酩酊していなかったというふうなことにはならないと思うんですね。それを、例えば隣の人がちゃんと見ていて、会話をして、しっかりしていたよという、例えばそういう証言なり証拠なり何かしら出てくれば、それはまた判断の材料になったのかなとは思っています。

司会者

ありがとうございます。5番の方は何かありますか。

5番

これまで言ってもらったことと同じです。

第4 評議の進め方と話しやすさについて

司会者

分かりました。

それでは、少し話を変えて、評議の関係で進めていきたいと思います。評議で十分に意見を言うことができたかとか、あるいは活発に意見交換をするために何か工夫してほしい点はあるかといったところを伺っていきたくと思いますが、これは裁判官から少しお聞きします。

明日判事

私は2番さんの事件の評議の進行を担当させていただいたのですが、2番さんの考える評議のスケジュールについて、少し質問させていただきます。この事件は審理を約2日半で行って、3日目は2時過ぎに審理が終わったので、その後、評議を行って、実質、評議が2日半ぐらいでした。その中で、責任能力の判断と、加えて量刑についても話合いをして、結論をその後に検討するという状況でした。そこでまず、評議の時間は十分であったかという点を、聞かせてください。

2番

評議の時間は、割とスムーズに行ってたとは思いますが。皆さん意見もスムーズに出されてたと思いますし、時間が十分であったかについては、十分だったと思います。

明日判事

2つ目ですけれども、責任能力の判断、枠組みですとか、その概念の説明について時間を掛けた説明ができたのは評議に入ってからであったと記憶しています

が、この説明のタイミングについて適切だったかなということを伺います。

2番

ところどころ聞きたかったところがあったので、評議に入ってからば一っと説明されて、そうかそうかという感じだったのですけれども、それがもう少し早い段階であったほうが良かったというのは間違いないと思います。

明日判事

先ほど、責任能力の判断が難しかったという御意見をいただいているところで、いろいろ要因があると思うのですけれども、その説明のタイミングの話がありました。その他、例えば、説明の仕方自体が分かりにくかったとか、あとはそもそも評議の進め方がいまひとつだったとか、何かそういう改善点につながる意見があればお聞かせいただけますか。

2番

非常に難しいところだと思いますが、責任能力はよくテレビとかで、たまにそういう話が出ているのをニュースで見たりするんですけれども、それを判断する基準というものについては、私は医師でもないですし、こういう基準で決めてますということを説明していただいからでないと何回考えても、やはり難しいものは難しいですね。みんなで理解した上で、こういう判断基準でやっているとは言われていても、じゃあそのすれすれのところはどっちなのというところは答えが出しづらいところではありました。どういう判断をされているかというところを早い段階で詳しく教えていただいた方が、私たちは1回証人の話しなどを聞いたときに、どういうふうに考えていったらいいのかなということがもっと分かりやすくなり、適切な判断ができたのではないかというようには思います。全体的には、その部分だけが難しかったので。改善していただけると、もっと進みやすいのかなとは思っています。

司会者

その他、評議に関して言い足りないことはないですか。2番さんは、意見を十

分に言えましたか。

2番

十分に意見を言っていたつもりではあります。

司会者

3番，4番，5番の方に関しては。

明日判事

少し難しい質問になってしまうかもしれないのですが，今回の争点に正常な運転が困難な状態だったかというのがありましたけれども，その判断の枠組みが理解できたかどうかということをお伺いしたいと思います。こちらの事件では，判断，枠組みを示したのですけれども，考慮要素があり，その上で最終的には総合評価をしましょう，総合考慮しましょうという話をしました。それで，その考慮要素を一つ一つ評価していき，それを踏まえて総合的に判断するという判断，枠組み自体について，まず理解ができたかということと，それに従った判断ができたかということ，それをお伺いできればと思います。なかなか総合考慮ということが難しかったのではないかと思いますので，その感想をお聞かせください。

3番

非常に難しかったです。最初，やはり理解するのに少し時間が掛かりました。ただ，いろいろ順に御説明を受けていく中で，ある程度としか言いようがないですけれども，理解できたかなと思います。

司会者

では，4番の方から。

4番

本当に難しかったです。私も，先ほども言いましたけれども，自分の状況は分かっても人の状況はよく分からない。本当に判断は分からないながら，ただ，いろいろなものを示す証拠だとか，裁判官がいろいろ意見を言うてくださる中で，きちんと判断することが最終的にはできたんだと思っております。

司会者

5 番の方どうでしょうか。

5 番

量刑の資料とかを見て、それから事例を見て判断するしかないので、一応そういうのを見ながら、決めた部分ですね。そうじゃないと、どういう量刑を決めていいかとかは分からなかったの、一応それを参考にしました。

司会者

量刑を決めるときには、公平の点も必要だという話も明日さんの方からもあったと思いますけれども。

5 番

はい。

司会者

ありがとうございました。

では、6 番の方ですけど、評議が長かったですけれど、大変ではなかったですか。

6 番

大変か大変じゃないかと言うと大変の方に入ります。

司会者

幾つもやらなければいけないことがありましたよね。DNAの鑑定とか、あるいは強姦致死の成立の関係とか、犯人性の問題とか。そこを少しずつ区切って話をしていきますけれど、全体的に、それぞれ納得して進めたか、それとも何か少し引っ掛かるところが残ってしまったかとか、その辺り気になるところがありましたか。

6 番

やはり期間も長かったせいで、みんなと話をする機会が多かったのですけども、引っ掛かる部分というのはなかったと思います。みんな話合った結果、みんな

なで納得した理由で、そういう判決になったと思いますので。

司会者

何回も戻って話をする等もありましたから、時間が長くかかった事件なので、なかったですかね。ありがとうございます。

7番と8番の方の関係では、岩瀬裁判官からお聞きします。

岩瀬判事補

私は、7番と8番の方が担当された事件で、評議の司会を担当させていただきました。私からは2点お聞きしたいと思います。

1点目は、刑を決めるときの考え方に関してです。被告人の刑を決める際には、まずは被告人の行為について検討して、刑の大枠を決めて、その後、被告人個人に関する事情を見て調整していきましようというような説明をしました。これについての説明は分かりやすかったでしょうか。分かりにくかったところとか、難しかったりしたところはありますか。まずこの点からお聞きしたいと思います。

司会者

7番の方お願いします。

7番

刑の決め方については、いろいろな図を書いて説明をしてくださったので、言葉だけよりもとても分かりやすかったです。

8番

大枠の決め方がやはり悩みました。ふだんから考えていないので。でも大枠を決めたら、減らすべきか増やすべきか、そういうのはもう分かりやすい説明でよかったです。

岩瀬判事補

ありがとうございます。

次、2点目なんですけど、今、大枠という話も出てきましたが、評議では、量

刑グラフを利用して議論をしました。覚えていらっしゃるでしょうか。評議においては量刑グラフを見て、本件が重い部類に属するのか、軽い部類に属するのか、どちらでしょうかとか、そういったことも検討したかと思います。このように、量刑グラフを利用した評議というのは分かりやすかったでしょうか。また、見る時期ですとか、その使い方の案について、御意見などがありましたらお聞かせください。

8番

見やすかったです。あれを見て、グラフ上でこれぐらいの刑になった人より低いわけにはいかないとか、そういうのも考えてしまうので、大変役に立ちました。

司会者

それは、割に早めに見せてほしいという方なのか、それとも、話がある程度煮詰まってきたときに見る方が良いのか。

8番

やはり煮詰まってきた方が良いです。早めに見ると、恐らくそのグラフに頼ってしまうような気がします。

司会者

影響されてしまうかもしれないと。

8番

されてしまうかもではなくて、影響されます。

司会者

7番の方はいかがですか。

7番

とても参考になって、分かりやすかったです。私も、やっぱり素人にはあるのですけれども、これについては、量刑が重くなるのか、それとも考慮されるのかというのを一つ一つ聞きながら、司会の方も進めてくださったので、話があちこ

ち行かずに、焦点を絞りながらみんなの意見を言えたと思います。

それで、これについてどう思いますかと言って、聞いていくだけではなくて、順番にという感じで、みんなに発言するような機会を与えてくださったりしているうちに、だんだん私たちも話すことに慣れてきて、いろいろな意見が言いやすくなって、そういう評議を積み重ねていったある程度のところで、あのグラフを出していただいて、ああそういうもんだなっていうのがすごく分かって、あれをもっと早く出されると、それに意識がいつ、もう自由な発言とかもできなかったんじゃないかなと思います。

司会者

評議に関してなんですが、検察官や弁護士の方から何か質問しておきたいことはありますか。

小島検事

直接評議に関わることではないかもしれませんが、今話題で出ました責任能力の概念であるとか、正常な運転が困難な状態の概念が非常に難しかったとかという御指摘については、我々も非常に難しい概念ですので、ましてや皆さんがいきなり聞いて分かるわけがないというところなのですが、では果たして、それをどうやって分かっていたらこうかというのが、我々日々苦労しているところでございます。その中で、もっと早い段階で、ある程度その辺についての説明等があればよかったのではないかと御意見をいただいた一方、それぞれの事件について検察官としては冒頭陳述の中でそれなりに説明をさせていただいてるんですが、多分恐らくそれが記憶に残っていないということではないかと思えます。冒頭陳述では、まずその事件がどんな事件かということ、多分頭に入れるだけで精一杯だと思いますので、それは多分当然かと思いますが、我々もそうは思いつつも今の制度上説明する場面がないので、冒頭陳述の中で説明しています。しかし、案の定なかなか記憶に残らないというのが多分現状なんだと思いますが、今後、どのタイミングで、誰がどういう形で、そういった概念を説明するのが分かりや

すいのかということについて、何か参考になる御意見があったらお聞かせ願いたいと思います。

司会者

あまり最初に詰め込みすぎというか、説明をしすぎてもよくないんじゃないかなんか思っているし、でもあんまり後に持ってきてしまうと、じゃあ今までののは何だったんだって、何のためにこんなことをやってるんだというのが分かりにくくなってしまったりする。確かにどのタイミングで、どういうふうに進めていくかって難しいなとは思いますが、何か2番さんありますか。

2番

タイミングは本当に難しいとは思っております。冒頭陳述の中で、責任能力という言葉が最初から出てきているので、そこでいろいろな説明があったとは思いますが、私もどのタイミングでどういうふうに入れていった方がいいのかというのは、何とも判断がつかないのですけれども。最初の話から、2日目の公判のときに、鑑定人の方から話があったりとか、いろいろなタイミングで責任能力の判断の基準になってくるところをお話しいただいて、もちろん説明もいただいていたので、分かろうと努力はしてるのですけれども、じゃあプラスアルファとして、もっと分かりやすくするのはどのタイミングで言ったらいいのか、なかなか難しいところではありますが、最初に裁判員の方が選ばれるときに、責任能力が難しいですよというのは最初から分かってる話ですので、そこで少しざっくりでもいいので、その内容を時間かけてでも説明したほうがよかったのかもしれないですし、考え方というところと判断基準というところを、最初のうちからやってた方がよかったのかなとは思いますが。

司会者

4番の方はいかがですか。どのタイミングで説明があった方が分かりやすいか、何回も繰り返した方が分かりやすいですか。

4番

そうですね、他と比べることはできないので、どのようにするのが良いかというのは少し難しいのですけれど、でも迷っていると、判断基準であるとか、そういうものを示してくださったので、みんなでまたそれを共有して考えることができたのは、非常によかったと思うのですが、この裁判だけしか知らないんで、難しいですね。

司会者

弁護士の方から何か。

水戸弁護士

冒頭陳述メモは、実際評議にどれぐらい使ったのかどうかっていうことと、もし使わなかった場合、弁護人の方は余り見なかったということであれば、見なかった理由等を教えてもらえたらなと思います。

司会者

3番の方いかがですか。冒頭陳述メモとか、論告メモで、こういうところが判断のポイントなんだということが示されているのを評議のときに使ったか使わないか、どのくらいこれを使ったのか。

3番

使いました。先ほど話もありましたけれど、要は起こったこと自体はもう結果として出てるので、問題ないというか分かることなのですけども、結局本人が正常な運転ができるか否かというところが大きなことだったと思うのですよ。それをどういうふうに本人が認識していたかどうかということになると、その辺が少し正直言って判断が難しかったです。裁判官から、起こったいろいろな事実を含めて判断するとの説明を受けて判断してみたのですけれど、そうすると結果にはなったのですけれども。

司会者

弁護人の方の作成したメモと検察官の作成したメモで、弁護人が要らなかったとか、検察官が要らなかったとか、何かありましたか。

3番

それはないですね。提出していただいた資料をもとにしてやったので、これが
必要なかったということはなかったです。ただ、さっき4番の方も言われました
けれども、自宅から出たの何かもっと客観的なものがあればよかったかなという
のは、私も同意見です。

司会者

他の方はありますか。どっちなしか使わなかったということはありますか。

5番

私は、ただドライブレコーダーの証拠が少し印象に残っていました。あと弁護
人の証拠というのは、そうですね、余り見なかった気もしますけれども。

司会者

弁護人が作成した冒頭陳述とか、ああいうのは。

5番

それは見て、評議しましたけどね。

司会者

他に何か、冒頭陳述とか弁論のメモが評議のときにこのように役立ったとか、
いらなかったとかという御意見があれば。よろしいですか。

それでは、予定していた3つの点は、意見をいろいろ伺いましたので、これか
らマスコミの方々に質問をしていただこうと思います。

第5 記者からの質問

記者（読売新聞）

裁判員の方にお尋ねしたいのですが、先日、福岡の裁判員裁判で、暴力
団の関係者に裁判員の方が声掛けされるという事件があったかと思うのですが、
その事件に関連して、2点お尋ねします。1点目は、被告人や傍聴人の方に自分
の顔が見られることについてのお考えということと、2点目は、裁判員の、裁判

所の外で裁判員御自身で、安全対策などについてお考えがあれば教えてください。
よろしくをお願いします。

司会者

それでは、全員の方に伺っていきましようか。2番の方から。まず、顔を見られたりするということについて、何か考えがというところと裁判所外での安全対策、何か自分で取られていましたか。

2番

私自身は特に気にしてはいなかったのですが、今この質問の事項を聞きまして、そういう事件であれば、さらしたくないというのは直感です。裁判所外における安全対策として、裁判の期間中、やはりもっと出入りとかも見えないような状態を作っていただきたいのかなというふうには思いました。率直な意見です。

司会者

それでは、3番の方をお願いします。

3番

自分の顔が被告人や傍聴人に見られるということは特別抵抗はないですし、仕方ないことではないかなと私自身は考えてます。もう一つの、裁判所外で安全に関しては、非常に難しいと思ひまして、ただ、先ほどの件だったら、むしろ私がそういうふうに声を掛けられれば、やはり辞退したと思ひます。自分だけの問題ではなくなってしまうので、やはり自分の家族とかも問題を向き合せて、もしそれが事前に起これば、間違いなく辞退すると思ひます。

司会者

4番の方をお願いします。

4番

これがもし私に送られてきた裁判員のものであれば、多分私も嫌だな、お断りしたいなという気持ちの方が少し強かったと思ひますし、実際これ見たときに嫌

だと思いました。裁判所外における安全対策という点と難しいと思うのですが、全くこれは私の本当に素人の考えですけれども、そういった裁判員裁判のときに、どうしても危険が及ぶ可能性がある場合には、例えば裁判員は別室で、モニターで実際の裁判を見るというか、そういうことができれば、顔をさらすという問題はなくなるのかなと、本当に思い付きのようなことではありますけれど、実際に私が、そういう暴力団関係者の裁判員として、みんなの前に出てねと言われたら、私は嫌です。

司会者

5 番の方いかがですか。

5 番

私も同じような考えですけれど、裁判員になって、暴力団の裁判に当たるとい
うのは分からないわけですので、その時点で、やはり断ろうと思いますけども。

司会者

6 番の方いかがですか。顔を見られるというところとか、あとは裁判所外で安
全対策は取ってましたか。

6 番

私の場合、顔ばれにしても、遠方から来ていたので、今回、私が担当した裁判
に関しては何も不安というものもありませんし、終わってからのことについても、
そんなに気を留めたことはないのですけれども、その他の方の関係に関してはと
いうと、正直考えることもありますけれども、私も独り身ではないので、ちょっ
と辞退させていただくかなという考えは出てくると思います。

司会者

7 番の方はいかがですか。

7 番

今回の事件は、裁判官の方から、暴力団は余り関わりがないと思いますよとい
うことと、あと、もしそのような何か心配なことがあれば、すぐに教えてください

い、裁判所は全力で皆さんをお守りしますというような言葉があつて、それはとても安心でした。暴力団が関係している裁判員であれば、私も辞退します。

あと、暴力団でなくても、例えば同じ地域、今回は小千谷の事件で、私は新潟市に住んでいるので、関わりのない場所に住んでいたのですけれども、例えば、小千谷の地域の人が裁判員をして、傍聴をする人が小千谷の人たちがいっぱい、あ、あの人とかいう感じで知られば、多分今の時代はメールとかで、誰々さんが裁判員でいたよとか、そういうふうになってくると思うので、そういう同じ地域というの少し考えてしまうかなというふうに思いました。

司会者

8番の方をお願いします。

8番

今回の件は、特に顔を見せても関係ないなと思いました。あとは、1回だけ終わってから出て行くときに、関係者の方のそばを歩いていったのは、少し不安にはなりましたが、特に他にはなかったです。ただ、皆様と一緒に、選任手続きのとき、もし暴力団とかという文言が出ていけば、多分辞退の方をお願いしたと思います。

記者（読売新聞）

ありがとうございました。

司会者

以上で本日の意見交換会は終了ということになります。

都築所長

本当に熱心な御討議ありがとうございました。皆様のお話を伺って、皆様が緊張感を持って裁判員裁判に臨み、真に熱意を持って取り組んでいただいたことがよく分かりました。本当に頭の下がる思いです。

また、改善を要する点についても多数御指摘をいただきました。皆様の御意見を十分踏まえながら、裁判員裁判の運営の改善に更に取り組んでまいりたいとい

うふうに思います。

皆さんにおかれましては、これからも是非、裁判員裁判のサポーターのような気持ちで、報道等で接する裁判員裁判を見守っていただき、裁判員経験者として、また発言する機会がありましたなら、その経験に基づく御発言をしていただければと思います。今後ともどうかよろしくお願いいたします。

以 上